労働団体に対抗すべく 大阪事業家結束

大電の争議に眼覚めて

◇……警察部長の問責も見ん

[illegible]

大電の…

[illegible]

○大電問題 …

［大阪］友愛会支部に引揚げたる…

[illegible]

○友愛本部応援 松尾知事急行

［大阪］友愛会…にては…

[illegible]

大電問題解決

10.5.18

中川警察部長の調停で 裁定案は円満に協調

大電問題が紛糾して以来種々曲折を重ねて遂に田中警察部長等が双方の中に介在して調停の労を執つたが遂に同部長より裁定條件を持ち出して双方之れに少しの変更も加ふることを許さずとの前提條件を附して茲に双方共に目出度解決を告げることになつたが裁定條件左の如し

裁定條件

其一

一、出勤従業を希望する者は全部従業せしむること但し事業関係上人員関係を余儀なくせしむる者あるも本争議に関しては犠牲者を出さざること

其二

一、労働條件に就ては労働組合を交渉し組合員各自は一切交渉を為さざること

二、労働組合とは会社に従業する労働者一百人以上を以て組織せる団体を謂ふ

三、会社内に数団の団体ある場合には各個に交渉をなすこと

四、会社従業員にして労働団体に加入せざるものは各個に交渉をなすこと

五、交渉不調の場合と雖も一週間以内は其争議に関して解雇をなし又同盟罷業を為さざること